

平成十年法律第八号

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算についての破産手続等における取扱いを確定することにより、金融機関等が行う特定金融取引の決済の安定性の確保とこれによる特定金融取引の活性化を図り、もって我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十四項に規定する金融商品市場をいう。)

第三条 破産手続開始の決定(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。))がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていた全ての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がされた者が当該約定に基づき有するものとされた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

第四条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第五条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第六条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第七条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

方との間において二以上の特定金融取引を継続して行うために作成される契約書で、契約の当事者間において行われる特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他当該特定金融取引に関する基本的事項を定めるものをいう。

第六条 この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時において、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

第七条 破産手続開始の決定(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。))がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていた全ての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がされた者が当該約定に基づき有するものとされた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

第八条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第九条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十一条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十二条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十三条 破産手続開始の決定(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。))がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

第十四条 破産手続開始の決定(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。))がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていた全ての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がされた者が当該約定に基づき有するものとされた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

第十五条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十六条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十七条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十八条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第十九条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第二十条 破産手続開始の決定(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。))がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

第二十一条 破産手続開始の決定(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。))がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていた全ての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がされた者が当該約定に基づき有するものとされた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

第二十二条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第二十三条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第二十四条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第二十五条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

第二十六条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)

附則

この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附則(平成十一年二月二日法律第一六〇号)抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第三百五十五条、第三百六十六条、第三百二十四条第四項、第三百二十六条第二項及び第三百四十四條の規定 公布の日 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附則(平成十二年五月三十一日法律第九二五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十二年五月三十一日法律第九二五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十二年五月三十一日法律第九二五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年一月三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則（平成二六年五月三〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第十三条の規定による改正後の金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法

律第四条の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあつた者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和五年一月二九日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。